

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに制定する。

令和8年6月11日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第15号

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年柴田町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の表の左欄に掲げるものを利用し、それぞれ同表の右欄に掲げる利用端末に自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>		<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の表の左欄に掲げるものを利用し、それぞれ同表の右欄に掲げる利用端末に自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	
区分	利用端末	区分	利用端末
個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、 <u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき</u>	(略)	個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）	(略)

<u>日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）</u>			
移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第3号口</u> に規定する移動端末設備をいう。）	(略)	移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第2号口</u> に規定する移動端末設備をいう。）	(略)

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定（「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。